

No. 9	調査課題名：暫定基準が設定された化学物質（農薬及び飼料添加物）に係る食品健康影響評価に関する調査					
調査目的	<p>食品衛生法の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入され、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物758物質に暫定基準が設定された。</p> <p>これらの化学物質については、厚生労働大臣からの意見聴取により、食品安全委員会において、国外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。</p> <p>本評価に資するため、各国評価機関等における評価書について、翻訳を行うとともに必要な情報を整理することを目的とする。</p>					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 一般競争入札公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H22. 10. 29	契約締結日	H22. 12. 10	履行期限	H23. 3. 31
	調査実施機関	(株) 東レリサーチセンター				
	契約金額					
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり [PDF]				
	その他参考資料					